

平成23年6月3日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町三丁目10番4号
有機合成薬品工業株式会社
取締役社長 山 田 紘 行

第91回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された株主の皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を衷心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合】

後記株主総会参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月21日（火曜日）午後5時35分までに到着するよう折り返しご送付ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月22日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館) 6階 「霧島」の間

株主懇談会の中止について

恒例の株主懇談会につきましては、「東日本大震災」による被災地の状況等諸般の事情に鑑み中止させていただくことといたしました。

株主の皆様にはご理解賜りたくお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第91期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

- ◎お知らせ
1. 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、定款の定めにより本株主総会において議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yuki-gosei.co.jp/>) に掲載させていただきます。

以 上

-
- ◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

(a) 事業の状況

当期におけるわが国経済は、中国をはじめとする堅調な外需や政府の経済対策の効果などを背景に回復基調を辿ってきましたが、本年3月11日に発生した東日本大震災により経済活動は混乱し深刻な影響を受けています。

当社におきましても、常磐工場（福島県いわき市）が被災し、操業停止を余儀なくされ、また、交通事情と物流の混乱により一時的に製品の出荷が困難となりました。

このような状況の中で、当社は営業活動の強化と経費削減の徹底した取り組みをおこない、また、震災後は事業活動の復旧と正常化に向けて全力を傾注いたしました。以上の結果、売上高は前期比2.9%減の9,322百万円となりましたが、比較的利益率の高い製品群の販売が好調であったことに加え、全社的な経費節減効果などにより、営業利益は307百万円（前期は151百万円の営業損失）、経常利益は258百万円（前期は213百万円の経常損失）とそれぞれ前期に比べ顕著に改善しました。しかし、大震災による災害損失を特別損失として計上したこと等により税引前当期純利益は73百万円となり、法人税等調整額を計上した結果、当期純損失は11百万円（前期は567百万円の当期純損失）となりました。

上記の状況に鑑み、当期の期末配当金につきましては、誠に申し訳なく存じますが無配とさせていただきますと存じます。

製品区分ごとの販売の状況は次のとおりであります。

なお、当事業年度より売上高の内訳につきましては、これまでの製品の用途別区分を見直し、製品分野ごとに分類した「製品区分」に変更しております。

(金額単位：百万円、構成比：%)

区分	平成22年3月期通期				平成23年3月期通期			
	国内	輸出	合計	構成比	国内	輸出	合計	構成比
アミノ酸関係	1,915	1,670	3,585	37.3	1,931	2,020	3,951	42.4
化成品関係	2,777	1,635	4,412	46.0	2,783	851	3,634	39.0
医薬品関係	1,274	329	1,603	16.7	1,380	356	1,736	18.6
合計	5,967	3,635	9,602	100.0	6,095	3,227	9,322	100.0
構成比	62.1	37.9	100.0		65.4	34.6	100.0	

- (注) 1. 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 前年同期の内訳は「製品区分」に組み替えて記載しております。

【アミノ酸関係】

アミノ酸関係は、主に主力製品であるアミノ酸およびビタミン原料の輸出が増えたことにより、売上高は前期に比べ増加いたしました。

【化成品関係】

化成品関係は、農薬中間体の輸出が大きく落ち込んだ他、半導体表面処理剤や特殊触媒の国内販売などが減少したことにより、売上高は前期に比べ大幅に減少いたしました。

【医薬品関係】

医薬品関係は、医薬品原薬の販売は若干減少しましたが、医薬中間体および開発品の受託等が増えたことにより、売上高は前期に比べ増加いたしました。

(b) 設備投資の状況

当期中の設備投資総額は539百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

常磐工場	医薬品生産設備増強
	化成品生産設備増強

(c) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金を充当しました。

(2) 対処すべき課題

今回の大震災はわが国の社会全体に甚大な影響を及ぼしており、今後の日本経済も長引くサプライチェーン問題や福島原発事故に起因する電力不足などにより、不安定な状況で推移すると予想されます。

このような状況の中、当社は全力を挙げて震災の影響を最小限にとどめるよう努力し、昨年策定した中期経営計画に基づき変化の激しい事業環境のもとで、企業体質の強化をはかりつつ更なる成長発展を目指していきます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

期 別 区 分	第88期 (平成19年度)	第89期 (平成20年度)	第90期 (平成21年度)	第91期(当期) (平成22年度)
売上高 (百万円)	10,501	10,411	9,602	9,322
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	378	69	△213	258
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	261	△782	△567	△11
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	11.95	△35.79	△25.97	△0.55
純資産額 (百万円)	10,522	9,371	8,873	8,779
1株当たり純資産額 (円)	480.79	428.61	406.15	401.89
総資産額 (百万円)	19,148	17,094	16,491	15,796

(4) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主な事業内容

当社は、有機合成製品、一般化学製品、医薬品、食品添加物、農薬、工業薬品、香料等を製造、販売いたしております。

(6) 事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区
大阪営業所	大阪府中央区
東京研究所	東京都板橋区
常 盤 工 場	福島県いわき市

(7) 使用人の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
243名	12名増	41.8歳	15.6年

(注) 従業員数には、嘱託(19名)を含んでおりません。

(8) 主な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	873
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	763
株 式 会 社 常 陽 銀 行	650
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	360

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,844,540株
(自己株式129,460株を除く)
- (3) 1単元の株式の数 1,000株
- (4) 株主数 3,499名
- (5) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
ニ プ ロ 株 式 会 社	3,685	16.87
住 友 化 学 株 式 会 社	895	4.10
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	816	3.74
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	795	3.64
ゼ リ ア 新 薬 工 業 株 式 会 社	750	3.43
日 医 工 株 式 会 社	710	3.25
大 日 本 住 友 製 薬 株 式 会 社	641	2.93
株 式 会 社 常 陽 銀 行	614	2.81
住 友 商 事 ケ ミ カ ル 株 式 会 社	535	2.45
あ す か 製 薬 株 式 会 社	366	1.68

(注) 持株比率は自己株式(129,460株)を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または主な職業	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	山 田 紘 行		ユーキテクノサービス 株式会社 取締役社長
専務取締役	中 野 光 雄	総務・経理財務統括、 経営企画・人事・調査担当	
常務取締役	伊 藤 秀 樹	資材・生産統括、 研究開発・品質保証担当	
取 締 役	岩 崎 忠 信	営業統括	
取 締 役	伊 藤 和 夫	資材部長	
取 締 役	鷲 崎 英 博	総務部長	
取 締 役	中 尾 勉	常磐工場長	
取 締 役	山 戸 康 彦	経理財務部長	
取 締 役	坂 上 祐 一	アミノ酸本部長	
監査役(常勤)	樋 口 重 樹		
監 査 役	原 治 平		
監 査 役	濱 邦 久	弁護士	

- (注) 1. 監査役原 治平氏および濱 邦久氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役濱 邦久氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として独立役員届出書を提出しております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

(a) 就任

平成22年6月23日開催の第90回定時株主総会において、山戸 康彦氏および坂上 祐一氏は取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(b) 退任

平成22年6月23日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、取締役越後谷 桂之介氏および原 孝両氏は辞任いたしました。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	11名	70百万円
監 査 役	3	28
合 計	14	99

- (注) 1. 上記のうち、社外役員（社外監査役）に対する報酬等の総額は2名13百万円であります。
2. 上記には、役員退職慰労引当金繰入額（3百万円）を含みます。
3. 上記には、平成22年6月23日をもって退任した取締役2名に対する報酬等の額を含んでおります
4. 上記報酬等の額のほか、平成22年6月23日開催の第90回定時株主総会決議に基づき、退任取締役2名に対して過年度の事業報告において記載した金額を含め役員退職慰労金16百万円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

原 治平氏および濱 邦久氏は定期的開催される監査役会に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等をおこなっております。また、両氏は、毎月開催される取締役会に出席し、原 治平氏は企業経営の豊富な経験と幅広い識見に基づき、また、濱 邦久氏は弁護士としての専門的な立場から、取締役の業務執行および事業活動全般について適切な意見表明をおこなっております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人 保森会計事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(a) 当事業年度に係る報酬等の額 26百万円

(b) 当社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 26百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額とを区別しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職務を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には監査役会の決議に基づき、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の健全性、効率性、透明性を向上させ、株主をはじめとするステークホルダーの負託に応え、企業価値を高めていくことがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題のひとつであると認識しております。このような基本的考え方に基づき、平成18年5月15日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する方針を決定しました。その後、内部統制の一層の強化充実を図るため平成22年4月16日開催の取締役会において以下のとおり内容の改定をおこなっております。

＜内部統制システムの整備に関する基本方針＞

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業の存立を継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、全ての役員および職員が公正で高い倫理観に基づき、法令を遵守するとともに反社会的勢力に毅然とした態度で臨むなど社会的良識を堅持し、経営理念および社内規程に従い誠実に行動することを通じ、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めます。
- (2) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を中心とするコンプライアンス推進体制のもと、「Y G Kグループ コンプライアンス・マニュアル」の制定、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のための「内部通報制度」の導入、コンプライアンス啓蒙教育の実施等の取組みを通じ、一層公正で透明性の高い企業風土の確立を目指します。
- (3) 社長直轄の組織として設置した監査室による内部監査を通じて、会社の全ての業務が法令、定款および社内規程に則り適正・妥当かつ合理的に実施されているかを調査・検証し、その結果を社長に報告します。
- (4) 当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役を確保し、1名以上を独立役員としてその氏名を届け出るとともに開示をおこないます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定や各取締役の職務の執行に係る情報については、議事録や稟議書等の文書により適正に記録し、法令や文書取扱規程をはじめとする社内規程に則り、適切に保存・管理をおこないます。
- (2) 当社は、電子情報システムが企業活動をおこなう上で基幹的機能を果たすとの認識のもと、経営戦略の観点から電子情報システムを活用した情報の連絡・保存・管理等を推進し、経営の迅速化および効率化等を図ります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、事業活動を遂行する上で想定される様々な損失の危険について、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により損失の危険の極小化を図ります。
- (2) リスク管理基本規程を整備し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の下に災害・事故・品質問題等の各リスクについてワーキンググループを設置し、マニュアルの作成・配布および研修・訓練の実施等をおこないます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、会社の将来ビジョンと目標を明確にするため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定します。また、経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化をはかります。
- (2) 毎月、定例取締役会および経営会議を開催することにより意思決定システムの透明性を高めるとともに、経営効率の向上と意思決定の迅速化をはかります。

5. 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの推進体制を企業集団で共有するとともに、子会社の重要な組織・経理・業務等に関しては、それらの適正性を確保するため関係会社管理規程に則り、関係会社担当部署を窓口として、適切な経営管理をおこないます。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、関連規程の整備等社内体制の充実を図ります。
- (2) 各部門の担当取締役および従業員は、内部統制が有効に機能する体制を構築および運用し、適正な会計処理に基づいた財務報告をおこないます。
- (3) 体制のあり方は、法令や会計基準などの改定等に対応し柔軟に見直すとともに、定期的かつ継続的にその有効性を評価します。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の過半数は、社外監査役とし、取締役に対する独立性を保持しつつ、適確な相当性監査がおこなえる体制とします。
- (2) 監査役は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、会計監査人および監査室と密接な連携を保ち、定期的な情報交換をおこないます。
- (3) 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要会議に出席し、取締役等から重要な書類の提示を受け、また、必要な事項については調査・説明を求めます。
- (4) 監査役は、必要があるときは取締役に対し、監査役の職務を補助する使用人の派遣を求めます。また、当該使用人の任命・異動等の決定には、その独立性を確保するため、事前に監査役の同意を得るものとします。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の掲げる経営理念を尊重し、それを実現するための具体的諸施策を推進することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、継続的に向上させていく者が望ましいと考えます。

当社は、上場企業として当社株式の自由な取引を尊重する観点から、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案等があった場合には、それが当社の企業価値の向上および株主共同の利益の確保に資するものかどうかの評価やその是非について、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかし、近年、対象とする会社の経営陣との意思疎通の努力を怠り、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する事例が顕在化しております。また、これらの大量買付提案の中には、高値で対象となる会社に株式を買取らせようとするもの、いわゆる焦土化経営をおこなうとするもの、株主の皆様へ株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する可能性の高いものが少なくありません。

こうした状況下において、大量買付提案等に応じるか否かのご判断を株主の皆様にご適切に行っていただくためには、大量買付者側から買付条件や買収した後の経営方針、事業計画等に関する十分な情報提供がなされる必要があると考えます。また、当社は、その大量買付提案等に対する当社取締役会の評価や意見、大量買付提案等に対する当社取締役会による代替案等を株主の皆様にご提供しなければなりません。当社といたしましては大量買付提案等にかかる一連のプロセスをルール化することにより、関係当事者が最も適切な判断をおこなえるような仕組みを構築することが必須であると考えております。

このような考え方を、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」として掲げるとともに、不適切な企業買収行為を防止する仕組みとして「大量買付けのルール」を定めております。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,933,554	流動負債	4,452,948
現金及び預金	1,224,276	支払手形	280,493
受取手形	243,518	買掛金	910,456
売掛金	2,502,268	短期借入金	1,240,000
製品	1,574,485	1年内返済予定の長期借入金	1,236,000
仕掛品	487,615	1年内償還予定の社債	157,000
原材料	736,203	未払金	151,426
貯蔵品	93,856	未払費用	30,114
前払費用	24,349	未払法人税等	16,976
繰延税金資産	41,322	未払消費税等	18,007
その他の	5,959	賞与引当金	119,143
貸倒引当金	△300	設備関係支払手形	126,242
固定資産	8,862,930	設備関係未払金	100,063
有形固定資産	6,863,284	災害損失引当金	51,665
建物	1,608,619	その他の	15,359
構築物	389,637	固定負債	2,564,436
機械及び装置	1,453,078	社債	485,500
車両運搬具	4,751	長期借入金	324,000
工具、器具及び備品	112,679	再評価に係る繰延税金負債	797,433
土地	3,151,011	退職給付引当金	872,473
建設仮勘定	143,507	役員退職慰労引当金	70,700
無形固定資産	115,473	資産除去債務	14,330
借地権	22,420	負債合計	7,017,385
ソフトウェア	89,023	(純資産の部)	
電話加入権	3,986	株主資本	8,873,740
その他の施設利用権	42	資本金	3,471,000
投資その他の資産	1,884,171	資本剰余金	3,250,140
投資有価証券	1,297,536	資本準備金	3,250,140
関係会社株式	101,306	利益剰余金	2,195,222
従業員に対する長期貸付金	39,673	利益準備金	322,000
繰延税金資産	426,934	その他利益剰余金	1,873,222
その他の	18,721	圧縮記帳積立金	38,214
		別途積立金	1,822,000
		繰越利益剰余金	13,008
		自己株式	△42,622
		評価・換算差額等	△94,641
		その他有価証券評価差額金	16,419
		土地再評価差額金	△111,061
		純資産合計	8,779,098
資産合計	15,796,484	負債純資産合計	15,796,484

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,322,316
売 上 原 価		7,191,658
売 上 総 利 益		2,130,657
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,823,107
営 業 利 益		307,549
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,061	
受 取 配 当 金	38,721	
雑 収 入	28,292	68,075
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	50,269	
社 債 利 息	10,696	
雑 損 失	55,787	116,753
経 常 利 益		258,871
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	137	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	50,173	50,311
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17,991	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	10,582	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3,171	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	2,628	
災 害 に よ る 損 失	201,724	236,098
税 引 前 当 期 純 利 益		73,084
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,000	
法 人 税 等 調 整 額	75,048	85,048
当 期 純 損 失		11,963

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
前 期 末 残 高	3,471,000	3,250,140	—	3,250,140	322,000	38,214	2,022,000	△131,130	2,251,083
当 期 変 動 額									
利益剰余金から 資本剰余金への振替	—	—	201	201	—	—	—	△201	△201
自己株式の処分	—	—	△201	△201	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	△200,000	200,000	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△43,695	△43,695
当期純損失	—	—	—	—	—	—	—	△11,963	△11,963
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△200,000	144,139	△55,860	△55,860
当 期 末 残 高	3,471,000	3,250,140	—	3,250,140	322,000	38,214	1,822,000	13,008	2,195,222

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
前 期 末 残 高	△42,079	8,930,144	54,411	△111,061	△56,649	8,873,494
当 期 変 動 額						
利益剰余金から 資本剰余金への振替	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	620	419	—	—	—	419
自己株式の取得	△1,164	△1,164	—	—	—	△1,164
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△43,695	—	—	—	△43,695
当期純損失	—	△11,963	—	—	—	△11,963
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	△37,991	—	△37,991	△37,991
当期変動額合計	△543	△56,403	△37,991	—	△37,991	△94,395
当 期 末 残 高	△42,622	8,873,740	16,419	△111,061	△94,641	8,779,098

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(1) 製品、仕掛品、原材料

総平均法

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 建物（建物附属設備は除く）

a 平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法

c 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法

② 建物以外

a 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

b 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7～50年

機械装置 5、7、8年

- (2) 無形固定資産
 - 定額法
 - なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
- 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
 - なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により発生した事業年度から費用処理しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - (5) 災害損失引当金
 - 東日本大震災により損傷した災害資産の原状回復費用等の見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……………為替予約取引
ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務

b. ヘッジ手段……………金利スワップ
ヘッジ対象……………借入金の利息

(3) ヘッジ方針

営業取引に係る将来の為替レートの変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化することを目的とし為替予約取引を、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機目的のために単独でデリバティブ取引を利用することはしない方針であります。

8. その他の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

9. 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準等

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益は471千円減少し、税引前当期純利益は11,054千円減少しております。

II. 貸借対照表に関する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産（全額工場財団）

建物	1,420,034千円
構築物	385,739千円
機械及び装置	1,453,078千円
車両運搬具	45千円
工具、器具及び備品	31,009千円
土地	2,772,685千円
合計	6,062,592千円

(2) 担保資産に対応する債務

社債445,000千円（一年以内償還予定額122,000千円を含む）に対する銀行保証、長期借入金1,160,000千円（一年以内返済予定額1,036,000千円を含む）の担保に供しております。

- 有形固定資産の減価償却累計額 21,433,981千円
- 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債務 24,905千円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額によっております。

- 再評価を行った日 平成14年3月31日

- 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 800,799千円

6. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,000,000千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売上原価 △73,580千円
- 関係会社との取引高
営業取引による取引高(業務委託) 257,014千円
営業外取引による取引高(受取配当金) 10,000千円
- 災害による損失は東日本大震災によるもので、その内訳は次のとおりであります。なお、災害による損失には、引当金繰入額が51,665千円含まれております。

操業休止期間中の固定費	142,823千円
災害資産の原状回復費用等	48,801千円
その他	10,099千円
計	201,724千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 当期末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 21,974,000株
- 当期末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 129,460株
- 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額
平成22年6月23日開催の第90回定時株主総会決議による配当に関する事項
① 配当金の総額 43,695千円

② 1株当たりの配当金額	2円
③ 基準日	平成22年3月31日
④ 効力発生日	平成22年6月24日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの該当事項はありません。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

(1) 流動資産

賞与引当金	54,501千円
たな卸資産	166,647千円
未払事業税	7,885千円
その他	1,468千円
評価性引当額	△189,180千円
繰延税金資産計	41,322千円

(2) 固定資産

退職給付引当金	352,828千円
役員退職慰労引当金	28,591千円
一括償却資産	966千円
その他有価証券	37,938千円
減損損失	206,258千円
資産除去債務	5,795千円
ゴルフ会員権	1,623千円
繰越欠損金	307,300千円
評価性引当額	△476,015千円
繰延税金資産小計	465,286千円
繰延税金負債(固定)との相殺	△38,351千円
繰延税金資産計	426,934千円

2. 繰延税金負債

(1) 固定負債

圧縮記帳積立金	△25,946千円
その他有価証券評価差額金	△11,148千円
有形固定資産（資産除去債務）	△1,256千円
繰延税金負債小計	△38,351千円
繰延税金資産(固定)との相殺	38,351千円
繰延税金負債計	—
差引：繰延税金資産純額	468,257千円

また、再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は以下のとおりであります。

再評価に係る繰延税金資産	519,864千円
評価性引当額	△519,864千円
再評価に係る繰延税金資産合計	—
再評価に係る繰延税金負債	△797,433千円
再評価に係る繰延税金負債純額	△797,433千円

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債の発行による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避をするために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に把握する体制としています。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

従業員に対する長期貸付金は、毎月の給与及び賞与より回収しており、ほぼ信用リスクはないと判断しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、預り金、設備関係支払手形、設備関係未払金は、1年以内の支払期日です。また、その一部の外貨建てのものは、為替の変動リスクに晒されていますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、外国為替取引に関する規程、デリバティブ取引に関する規程に従って行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い大手金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金等の金銭債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	1, 224, 276	1, 224, 276	—
(2) 受取手形	243, 518	243, 518	—
(3) 売掛金	2, 502, 268	2, 502, 268	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1, 297, 536	1, 297, 536	—
(5) 従業員に対する長期貸付金	39, 673	39, 673	—
(6) 支払手形	(280, 493)	(280, 493)	—
(7) 買掛金	(910, 456)	(910, 456)	—
(8) 短期借入金	(1, 240, 000)	(1, 240, 000)	—
(9) 未払金	(151, 426)	(151, 426)	—
(10) 預り金	(14, 219)	(14, 219)	—
(11) 設備関係支払手形	(126, 242)	(126, 242)	—
(12) 設備関係未払金	(100, 063)	(100, 063)	—
(13) 社債	(642, 500)	(644, 920)	△2, 420
(14) 長期借入金	(1, 560, 000)	(1, 571, 202)	△11, 202
(15) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

預金は全て短期間であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。外貨建てによる売掛金のうち、ヘッジ対象とされている売掛金は、為替予約の振当処理により、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております(下記(15) ①参照)。

(4) 投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格によっております。

(5) 従業員に対する長期貸付金

従業員に対する長期貸付金は、固定金利によっておりますが、短期プライムレートが±0.5%以上変動した場合には、その翌月から変動後の短期プライムレートに連動した固定金利に変更されます。したがって、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 支払手形、(7) 買掛金、(8) 短期借入金、(9) 未払金、(10) 預り金、(11) 設備関係支払手形及び(12) 設備関係未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(13) 社債

当社の発行する社債は、市場価格のないものであり、時価は元利金の合計額を、新規に同様の社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(14) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(15)②参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(15) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、全てヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

①通貨関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ	売掛金	147,297	—	(*)
			52,671	—	(*)
	合計		199,969	—	(*)

(*) 為替予約は、振当処理により、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

②金利関係

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	560,272	324,272	(*)

(*) 金利スワップは、特例処理により、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	101,306

関係会社株式は、非上場であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,224,276	—	—	—
受取手形	243,518	—	—	—
売掛金	2,502,268	—	—	—
従業員に対する長期貸付金	6,686	13,209	9,342	10,435
合計	3,976,748	13,209	9,342	10,435

(注4) 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	157,000	157,000	132,000	107,000	67,000	22,500
長期借入金	1,236,000	236,000	36,000	36,000	16,000	—
合計	1,393,000	393,000	168,000	143,000	83,000	22,500

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	401.89円
2. 1株当たり当期純損失	0.55円

VIII. 重要な後発事象に関する注記

平成23年4月12日、福島県いわき市付近を震源として発生した東日本大震災の余震により、常磐工場のボイラー用煙突の地上約10mより上部部分が倒壊いたしました。倒壊の影響で構内の建屋や配管の一部が損傷を受けております。なお、人的被害はありません。この倒壊による被害額につきましては現在調査中です。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月11日

有機合成薬品工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 横山 博 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小山 貴久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有機合成薬品工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、平成23年4月12日に発生した東日本大震災の余震により常磐工場のボイラー用煙突が倒壊し、同工場の建屋及び設備の一部が損壊している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である監査室その他使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成23年5月16日

有機合成薬品工業株式会社 監査役会

常勤監査役 樋口重樹 印

社外監査役 原治平 印

社外監査役 瀨邦久 印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

現行の定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 公告方法について、インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続きの合理化のため、現行定款第5条（公告方法）に定める当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

(2) 取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条（取締役の任期）に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1条～第4条（省略）</p> <p>（公告方法）</p> <p>第5条 本会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第6条～第20条（省略）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第1条～第4条（現行どおり）</p> <p>（公告方法）</p> <p>第5条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第6条～第20条（現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>②増員のためまたは補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条以下（省略）</p>	<p>（削除）</p> <p>第22条以下（現行どおり）</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（9名）の任期が本総会終結の時をもって満了となりますので、6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
1	<p>やま だ ひろ ゆき 山 田 紘 行 (昭和18年12月23日生)</p>	<p>昭和41年4月 当社入社 平成5年4月 常磐工場施設部長 平成11年6月 常磐工場副工場長 兼 施設部長 平成13年6月 取締役、生産担当、常磐工場長 平成15年4月 常磐事業所長 兼 常磐工場長 平成18年6月 常務取締役 平成19年6月 取締役社長（現任）</p>	27,000株
2	<p>い とう かず お 伊 藤 和 夫 (昭和26年9月18日生)</p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成14年4月 常磐工場品質企画部 部長 平成16年4月 常磐事業所品質保証部 部長 平成16年6月 資材部長（現任） 平成19年6月 取締役（現任）</p>	22,000株
3	<p>なか お つとむ 中 尾 勉 (昭和24年8月25日生)</p>	<p>昭和48年4月 当社入社 平成8年7月 常磐工場製造部長 平成11年11月 品質保証部長 平成18年4月 常磐工場管理部長 平成20年4月 常磐工場長（現任） 平成21年6月 取締役（現任）</p>	9,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴, 当社における地位, 担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	やま と やす ひこ 山 戸 康 彦 (昭和32年 9 月22日生)	昭和55年 4 月 ㈱三菱銀行入社 平成17年 6 月 ㈱東京三菱銀行 小岩支社 支社長 平成19年 5 月 ㈱三菱東京UFJ銀行 東京公務部 部長 平成21年11月 当社経理財務部 部長 平成22年 4 月 経理財務部長 (現任) 平成22年 6 月 取締役 (現任)	1,000株
5	さか がみ ゆう いち 坂 上 祐 一 (昭和28年 8 月29日生)	昭和51年 5 月 当社入社 平成17年10月 営業本部 営業二部長 平成21年 4 月 第一営業本部長 兼 アミノ酸部長 平成22年 4 月 アミノ酸本部長 (現任) 平成22年 6 月 取締役 (現任)	4,000株
6	なが い あき と 長 井 明 人 (昭和30年11月 3 日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成13年 6 月 東京研究所 開発センター長 平成16年 1 月 常磐工場生産企画部長 平成18年 4 月 常磐工場長 兼 生産企画部長 平成20年 4 月 経営企画部長 (現任)	1,000株

注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

当社監査体制の強化を図るため、監査役を1名増員したいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴, 当社における地位, 担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
はら たかし 原 孝 (昭和23年 1 月22日生)	昭和47年12月 当社入社 平成 8 年 7 月 経理部長 平成17年 6 月 取締役 平成18年 4 月 経理財務部長 平成22年 4 月 社長付 平成22年 6 月 顧問 (現任)	12,000株

注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成22年6月23日開催の第90回定時株主総会において選任された補欠監査役の効力は、本総会開始の時までとされており、あらためて、法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役である原 治平氏および濱 邦久氏の補欠として候補者久保田 康史氏の選任をお願いしたいと存じます。また、本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
くぼ た や す ふ み 久保田 康史 (昭和21年2月5日生)	昭和45年4月 弁護士登録 昭和45年4月 明舟法律事務所入所 昭和55年4月 霞ヶ関総合法律事務所パートナー	— 株

- 注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者久保田 康史氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 久保田 康史氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待するためであります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役中野 光雄氏、伊藤 秀樹氏、岩崎 忠信氏および鷺崎 英博氏は本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、同氏の在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任いただきたいと思います。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
中 野 光 雄	平成17年6月 当社取締役
	平成19年6月 常務取締役
	平成22年6月 専務取締役 (現任)
伊 藤 秀 樹	平成17年6月 当社取締役
	平成19年6月 常務取締役 (現任)
岩 崎 忠 信	平成18年6月 当社取締役 (現任)
鷺 崎 英 博	平成21年6月 当社取締役 (現任)

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区九段北四丁目2番25号

アルカディア市ヶ谷（私学会館）

6階「霧島」の間

電話 03(3261)9921(代表)



交通機関：地下鉄有楽町線・南北線 市ヶ谷駅A1-1出口より徒歩約2分

地下鉄新宿線 市ヶ谷駅A1-1またはA4出口より徒歩約2分

JR中央線(各駅停車) 市ヶ谷駅より徒歩2分